

市場経済システムの歴史⑦

法政大学 経済学部教授 (客員) 渡部 亮

18世紀後半から19世紀前半にかけての第一次産業革命の中心は、蒸気機関による動力革命であった。運河や鉄道といった交通路が発達し、各地域が比較生産費の原則に基づいて、特産品の分業に従事するようになった。家内制手工業から工場制機械工業へ移行し、ブルジョア階級（資本家や商人）が支配階級として台頭した。都市化が進む一方で、農業の生産性が向上して、人口余剰となった農村から、都市へ大量の人々が移住した。

産業革命、人口革命、農業革命

1700年から1850年までの150年間は、英国にとっては人口革命の時代でもあった。それまでは「マルサスのわな」の時代であり、人口と食料の関係はゼロサムであった。人口が増加すると食料生産の限界にぶち当たって人口が減少した。

もともと封建制の下では、子供の数に応じて土地が割り当てられたから、子供が増えると土地が細分化された。子供は労働力でもあったが、農業生産力には限界があったから、人口が増えると食料供給が追い付かなくなり、循環的に激しい人口変動が繰り返された。このことは、農業依存度が高く、封建制が長い間存続した大陸欧州の東部において顕著であった。

その点英国では、本シリーズ（4）で述べたように、長子単独相続制度があり、相続権が原則として長男に限定されたから、土地の細分化や極端な人口変動を回避することができた。しかも、英国では封建制が早い時期に崩壊し、土地の私有化も進んだ。土地の所有権の認知に伴って農地を私有化した農民は、品種改良や耕作方法の改善に積極的に取り組むようになり、農業の生産性も向上した。私有財産制度確立によって、インセンティブ効果が働いたのである。

さらに産業革命によって技術革新が加速し、英

国は「マルサスのわな」からいち早く解放されて、人口が1700年から1850年までの150年間に3倍に増加した。つまり、この150年間には産業革命、人口革命、農業革命が同時進行したといえる。それとともに都市化も進んだ。都市と地方の間の交易が活発化するとともに、都市圏が拡大した。それまでの英国では都市の近郊を、酪農地帯（保存が難しい食肉や乳製品を供給）、森林地帯（長距離輸送が難しい建築用木材を供給）、農業地帯（保存可能な穀物類を供給）が同心円的に取り囲んでいた。それが、輸送手段の発達によって、こうした帯域の配列が不要になった。その結果、森林地帯を緑地保護のためのグリーンベルトとして残したほかは、都市圏の拡大に押し出される形で、各帯域がより遠方の外縁地帯へ放射状に拡散した。

金融市場と証券市場の発達

産業革命期には、蒸気機関などの動力技術の革新に加えて、工作機械なども発明され、比較的精度の高い動力機械や生産機械が導入された。もともと産業革命初期（18世紀後半）までは、大規模な設備資金調達の実用性は少なく、親族からの資金提供や土地担保金融で賄えた。また運転資金は、企業間信用によって調達された。証券市場も、1720年代初頭の南海株式会社のバブル崩壊（後述）のあとは、企業の資金調達市場としては機能していなかった。大規模な固定資本形成が行われ、地域間を横断的に結ぶ金融資本市場が形成されたのは、19世紀に入って、鉄道事業が本格化してからであった。

18世紀には、株式の市場取引は低迷したが、国債の流通市場取引はかなり活発に行われ、銀行などに余資運用の場を提供した。英国債は元来、国王の短期債務であったが、17世紀末に国家政府の

長期債務に切り替わり、流通市場取引が始まった。国債市場は、預金の受入れと貸出を行う銀行にたいして、遊休現金の運用の場を提供し、安定した銀行制度の発展に貢献した。証券市場と金融市場が、相互補完的に発達したのである。こうした中で、契約履行義務などを含めた市場取引慣行が、業者間で自主的に決められていった。

18 世紀英国の金融機関

18 世紀の英国の銀行制度は、イングランド銀行、プライベートバンク（ロンドンの私営銀行）、カントリーバンク（地方銀行）、手形ブローカーなどによって構成されていた。このうちプライベートバンクは、貴族など富裕層の資産管理や不動産担保貸付を行う銀行（ロンドンのメイフェア地区所在）と、企業向けの手形割引や短期貸付を行う銀行（同じくロンドンのシティー地区所在）とがあった。

最初のカントリーバンクは、1658 年にノッティンガムの生地商人が始めたとされるが、銀行数が急増したのは 18 世紀中ごろからであり、1800 年には 370 行にも達した。当時はまだ広域市場での商工業取引が少なかったため、規模の経済効果も限定されていた。そこで、地方で利益を蓄積した穀物商や醸造業者などが、手形割引や短期貸出などの形で金融業に進出した。

カントリーバンクは、多少の金準備を保有し、ロンドン所在の銀行とコルレス契約を結んで、独自の銀行券を発行するようになった。ただし、ランカシャーのような工業地帯のカントリーバンクは銀行券を発行せず、裏書手形が通貨として流通した。その後カントリーバンクは、地方で発生した余剰資金を預金として受け入れ、信用供与も行うようになった。その中には、一般事業者への出資や短期貸出の更新といった形で、長期産業資金を供給する銀行もあらわれた。（英国の銀行は 1870 年代後半を境として長期資金を供給しなくなったが、この点は後述）。

手形ブローカーは、18 世紀後半に登場した短資業者で、イングランド南部農業地帯（資金余剰地域）と、ランカシャーのような北部工業地帯（資金不足地域）との間で発生していた資金過不足を仲介する役割を演じた。カントリーバンクには支

店網がなかったし、イングランド銀行の支店も、1826 年までは存在しなかったからである。手形ブローカーは、その後ディスカウント・ハウス（割引商社）として、イングランド銀行と民間銀行の間の資金仲介を行うようになった。

法貨、金本位制、公定歩合

イングランド銀行の支店がマンチェスターなど 3 都市に設置されたのは、1826 年の銀行法によるものであり、続く 1827 年にはリバプールなど 5 都市にも開設された。この銀行法は、少額紙幣を廃止するとともに、イングランド銀行券と金との交換性を規定した。またこの法律によって、それまでパートナーシップ形態であったカントリーバンクに代わり、共同出資株式会社の法人格を持つカントリーバンクも登場し、イングランド銀行と競争するようになった。そうしたこともあって、紙幣発行量の変動が激化し、通貨供給管理の必要性が高まった。

その結果、1833 年に銀行勅許法が制定されて、イングランド銀行券が、正式に法貨（納税や債務の支払いに使用され、受け取る側はそれを拒否できない）として認定された。この銀行勅許法は、イングランド銀行による公定歩合操作も法制化した。それまでは高利貸法によって、金利の上限は 5%とされていたが、この法律によって、期間 3 ヶ月以内の為替手形の割引にたいしては、金利上限が撤廃された。ちなみに、公定歩合が 5%を超える水準に引き上げられたのは、穀物輸入増大によって英国からの資金流失が顕著になった 1839 年であった。（以下は次号に続く）

わたべりょう（法政大学教授）